

(会議録と一部異なる部分があります。)
令和5年第2回設楽町議会臨時会会議録

令和5年5月1日午前9時00分、第2回設楽町議会臨時会が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|--------|--------|
| 1 村松一徳 | 2 村松純次 | 3 原田純子 |
| 4 原田直幸 | 5 七原 剛 | 6 金田敏行 |
| 7 山口伸彦 | 8 田中邦利 | 9 今泉吉人 |
| 10 加藤弘文 | | |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	原田 誠	企画ダム対策課長	村松 一
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	村松浩文
産業課長	今泉伸康	保健福祉センター所長	依田佳久
建設課長	松井良之	町民課長	小川泰徳
財政課長	関谷 恭	教育課長	遠山雅浩
出納室長	今泉 宏		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 加藤直美

5 議事日程

[第1号]

日程第1 仮議席の指定

日程第2 選挙第1号

議長の選挙

[第1号の追加1]

日程第1 選挙第2号

副議長の選挙

日程第2 議席の指定

日程第3 会議録署名議員の指名について

日程第4 会期の決定について

日程第5 諸般の報告

- 日程第 6 行政報告
日程第 7 常任委員の選任
日程第 8 議会運営委員の選任
日程第 9 選挙第 3 号
東三河広域連合議会議員の選挙について
日程第 10 選挙第 4 号
北設広域事務組合議会議員の選挙について

〔第 1 号の追加 2〕

- 日程第 11 同意第 1 号
設楽町監査委員の選任について

(追加)

〔第 1 号の追加 3〕

- 日程第 12 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

(追加)

会 議 録

開会 午前 9 時 00 分

議会事務局長 おはようございます。議会事務局長の加藤直美です。

本臨時会は、一般選挙後の初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。年長の山口伸彦議員を紹介いたします。山口議員、議長席へお願いいたします。

〔山口議員議長席へ〕

臨時議長（山口） おはようございます。年長の山口伸彦です。暫時進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

地方自治法第 107 条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

お諮りします。このたび、設楽町議会議員選挙に当選され、本日が初議会であります。会議に先立ちまして、自己紹介をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長 それでは、ただいまから自己紹介を、議員席 1 番の議員から順次お願いいたします。

（各議員自己紹介）

臨時議長 ありがとうございます。

以上で、自己紹介を終わります。

臨時議長 ただいまから、令和5年第2回設楽町議会臨時会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

臨時議長 日程第1「仮議席の指定」を行います。仮議席は、ただいま着席の議席といたします。当選回数、若い順に1番から。当選回数は、旧町村時も含み、複数人いる場合は年齢の若い順であります。

臨時議長 日程第2 選挙第1号「議長の選挙」を行います。選挙の方法について、議会事務局長より説明させます。

議会事務局長 選挙の方法と手続きについて説明いたします。

議会の選挙は、公職選挙法の一部が準用されます。

議長の選挙は、地方自治法第103条の規定により行われるもので、選挙の方法については、同法第118条に規定されており、投票による方法と、指名推薦の方法があります。また、設楽町議会会議規則第4章にその手続きが規定されておりますのでこれに従うことになります。

それではまず、投票の方法について説明します。

投票は、単記無記名です。当選人の決定にあたっての得票数は、有効投票数を選挙する者の数で除して得た数の4分の1以上とされております。本日は、10人全員出席ですので、すべてが有効投票であれば、3票以上の得票が必要となります。同数のときは、「くじ」により当選人を決定することになります。また、法定得票数に満たないとき、または、当選人が辞退されたときは、再選挙となります。

次に、指名推薦の方法について説明します。

議長の発議、あるいは議員の動議によって行うことができます。この指名推薦が成立するためには、「議員全員が指名推薦方法に異議がないとき」、「指名人について議員全員が異議がないとき」、「被指名人について、議員全員異議がないとき」に成立します。異議がある場合は、その時点で、投票による方法に変更となります。

以上です。

臨時議長 お諮りします。ここで、休憩としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長 異議なしと認めます。暫時休憩とします。議員の方は、委員会室へお集まりください。

休憩 午前9時09分
再開 午前9時14分

臨時議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長の選挙を行います。選挙の方法は投票で行います。議場の入口を閉めます。

[議場を閉める]

臨時議長 ただいまの出席議員数は10人です。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番村松一徳君、2番村松純次君を指名します。投票用紙をお配りします。投票は単記無記名であります。

[投票用紙の配布]

臨時議長 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

臨時議長 異常なしと認めます。ただいまから投票します。

1番から順番に投票をお願いいたします。

[投票]

臨時議長 投票漏れはございませんか。

(なし)

臨時議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。1番村松一徳君及び2番村松純次君。開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

臨時議長 それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票。有効投票10票。無効投票0票です。有効投票のうち、加藤弘文君9票、田中邦利君1票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって加藤弘文君が議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

[議場を開く]

臨時議長 加藤弘文君がここにいますので告知をいたします。これで議事進行を議長に交代いたします。御協力ありがとうございました。新議長、議長席をお願いをいたします。

[臨時議長自席へ戻る。議長着席]

議長 失礼いたします。おはようございます。

ただいま、設楽町議会議長を拝命いたしました加藤弘文でございます。一言御挨拶をさせていただきます。

まずもって、山口前議長、本当にお疲れ様でした。コロナ禍の最盛期中、本当に精力的に郡の会長としても兼任をされて動いてみえる姿が、副議長として隣で見ている、本当に精力的で誠実で。そういう姿を見て学ばせていただきました。その重責を次に担うということで大変重みを今実感しております。

しばしば、町行政機関と議会は車の両輪だというふうに例えられます。町民を乗せた車が町民の幸せの方向に向かって進んでいくようにお互いに協力をし、力を合わせていく必要があると思っています。しかし、「和して同ぜず」の言葉のとおり、安易な妥協や馴れあいには決して町民のためにすべきではないとも思っております。議会として責任を持って町民の付託に答えてしっかりとした議会が運営できるようにしていきたいと存じております。

なお、新型コロナがこれで一定の終息を見せて、世の中が動き出してい

るタイミングでございます。町の行政も我々議会も新たな節目を迎えて活性化に向けた努力をしていくときだと思っています。そのために力を尽くしていきたいと思っています。しかし、何分にも非力な私でもございますので、これまでどおり温かで厳しい御指導、御鞭撻を今後ともいただきますことを申し上げて就任の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

[拍手]

議長 令和5年第2回設楽町議会臨時会議事日程「第1号の追加1」を配布してあります。その日程で、議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

お諮りします。ここで、休憩をとりたいと思いますが、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩とします。

議員の方は、委員会室へお集まりください。

休憩 午前9時27分

再開 午前9時43分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お手元に配布された資料がございます。御確認ください。

日程第1「副議長の選挙」を行います。

選挙ということで報告を受けております。議場の出入口を閉めます。お願いします。

[議場を閉める]

議長 ただいまの出席議員数は、10名です。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番村松一徳議員、2番村松純次議員を指名します。投票用紙を配ります。投票は単記無記名です。

[投票用紙の配布]

議長 投票は単記無記名で行います。投票用紙の配布漏れはございませんか。

(なし)

議長 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

[投票箱点検]

議長 異常なしと認めます。ただいまから投票します。1番から順番に投票をお願いします。

[投票]

議長 投票漏れはございませんか。

(なし)

議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。1番村松一徳議員及び2番村松純次議員。開票の立会いをお願いします。

[開票]

議長 投票の結果を報告します。投票総数 10 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち今泉吉人議員 9 票、田中邦利議員 1 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって今泉吉人議員が副議長に
当選されました。議場の出入口を開きます。

[議場を開く]

議長 今泉吉人議員がここにいますので告知します。副議長、挨拶をお願い
いたします。御登壇ください。

[副議長登壇]

副議長 おはようございます。ただいま、選挙によって私が当選いたしました。
私はちょっと耳が悪いのですが、なんとか議長を補佐し、粉骨砕身の精神
で頑張りたいと思いますので、どうかよろしくお願ひします。

[拍手]

[副議長自席に戻る]

議長 それでは、お諮りします。ここで休憩としたいと思いますが、御異議は
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、暫時休憩といたします。議員の方は委員会室へお集ま
りください。

休憩 午前 9 時 52 分

再開 午前 10 時 08 分

議長 お待たせいたしました。休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 2「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、お手元にお配りいたしま
した議席表のとおり指定いたします。指定しました議席へ氏名標を持って
御移動をお願いいたします。

[議席移動]

議長 それでは、ありがとうございました。日程第 3「会議録署名議員の指名」
を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、1 番村
松一徳議員、2 番村松純次議員を指名いたします。

議長 日程第 4「会期の決定について」を、議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思います。

御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって本臨時会の会期は、本日 1 日限りと決定しました。

議長 日程第5「諸般の報告」を行います。

議長として、1件報告いたします。監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、令和5年4月実施分の結果報告が出ております。事務局で保管をしておりますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

議長 日程第6「行政報告」を行います。

町長から、挨拶を兼ねて行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 皆さんおはようございます。

当選証書付与式でも御挨拶をさせていただきましたけれども、改めまして今回御当選なされました皆様、まずもってお祝い申し上げます。おめでとうございます。引き続きの方、また新しく議員になられた方おみえでありますけれども、今後4年間、町政の運営に際しましては格別なる御理解と御協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

併せて、当選の余韻も冷めやらぬ議員任期初日の議会臨時会におきまして、議員全員の御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私、16年前に議員になったときに、たしか14名議員がおりました。10人になってしまいました。少し寂しいなと思いますが、少数精鋭ということでこれからよろしくお願ひしたいと思います。

私から申し上げるまでもありませんけれども、皆様は大きな志と使命感を持たれ、住民を代表される権威ある立場に立たれたことに対しまして、改めて敬意を払うところであります。

先ほど、加藤議長、そして今泉副議長の選任が行われましたけれども、こうした重責を担われます皆様に、今後の設楽町の発展のために御尽力いただきますよう重ねてお願い申し上げますとともに、私ども町執行部といたしましても、今まで以上に議会と協力をして、町民の暮らしを守り、より良い町づくりに努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

さて、今年は例年になく春の訪れが早く、既に初夏を感じさせるような日もあれば、先週は冬に戻ったような日もあり、不安定な天候となっておりますが、これから農作業が本格的に始まるとともに、爽やかな新緑の季節の本番を迎えます。また、来週8日からは新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から5類に変更され、国から発出されていた基本的対処方針が廃止されるなど、今後の感染症対策は個人の判断に基づくこととなります。コロナとの共存が前提となりますけれども、一日も早く以前の日常生活や社会経済活動に戻ることを期待しております。

それでは、行政報告をさせていただきます。

最初に、4月2日の日曜日、午前11時50分頃、東納庫鐘鋳場地内で発生した火災についてであります。

4月1日に新年度の消防団長始め各分団長の任命式を終えた翌日でありましたが、地元の名倉分団及び支援団員の素早い対応と折しもの雨により大過に至らず、休耕田約3,000平方メートルの枯草火災に留めることができました。設楽分署からの報告によりますと、下草をバーナーで焼いていたところ風にあおられ周囲の枯草に燃え移ったとのこと。毎年のように枯草火災が発生しておりますので、折を見て注意喚起を促してまいりたいと思っております。

次に、「アグリステーションなぐら」のリニューアルオープンについてです。

令和4年6月議会でお認めをいただきました、アグリステーションなぐらの改修工事は、去る3月30日に完了し、4月6日に装いも新たにオープンいたしました。既に関心を持って訪れた方もみえると思えますけれども、物販及びお母さんの店のエリアを拡大し、明るく広々としたスペースを確保しております。オープン後の4月は休みなしで営業いたしまして、このゴールデンウィークも大勢のお客さんを見込んでおり、町の北の玄関口として益々の集客と情報発信に期待するものであります。

次は、道の駅したら開駅2周年祭についてであります。5月8日以後の新聞に折込広告が入る予定ですが、5月13日土曜日、5月14日日曜日に、道の駅全体で2周年の記念イベントを観光協会主催で開催いたします。

記念切符の販売や食堂での特別メニューの提供、酒ラボでは記念の特別なお酒の販売、また、奥三河郷土館入場無料イベントのほか、キッチンカーや飲食店が出店予定であります。令和4年度も28万人近い方に来場していただいております。こちらは町の南口の玄関として、賑わいの持続はもちろん、町全体の情報発信拠点としての役割を引き続き期待しているところであります。

次に、やすらぎの里、養護老人ホーム宝泉寮の大規模改修工事についてであります。

2月の全員協議会で概要を説明いたしましたが、3月議会でお認めいただいた後の、3月28日に一般競争入札の公告を行い、4月4日に現地説明会を開催しました。説明会には、地元企業3社を含め5社が参加しました。今後の予定としましては、来月2日に入札を行い、落札者が決定しましたら、仮契約を締結。6月議会定例会最終日に請負契約締結の議案として上程させていただきますので、よろしく願いいたします。

最後に、新型コロナワクチンの接種についてであります。

令和4年度は保健センターで集団接種と、医療機関での個別接種を実施しました。国の方針に従い、4回目、5回目を中心に約5,400回の接種を行いました。65歳以上の方の5回目接種率は73%となっております。

令和5年度は、特例臨時接種として1年間延長されましたので、まず65歳以上の方、基礎疾患をお持ちの方など重症化リスクの高い方を対象といたしまして、5月15日から高齢者施設等で接種を始め、6月3日からは集

団接種も始めてまいります。当日の不測の事態に備え、医師はもちろん消防署とも連携を取って安全に進めてまいります。

9月以降の接種につきましては、まだ不確定なことも多いですが、国の方針が決まり次第、確実に接種機会が設けられるように準備をしております。詳しくは、各戸に配布のチラシや広報無線等でお知らせしてまいります。

本日は、議会の人事が決まり次第、同意案件として監査委員の選任を追加上程させていただきます。慎重審議の上、適切な御議決を賜りますようよろしく申し上げます。お願いいたします。

議長 以上で、「行政報告」を終わります。

議長 日程第7「常任委員の選任」を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、総務建設委員に村松一徳君、村松純次君、原田純子君、原田直幸君、七原剛君、金田敏行君、山口伸彦君、田中邦利君、今泉吉人君。次に、文教厚生委員については、村松一徳君、村松純次君、原田純子君、原田直幸君、七原剛君、金田敏行君、山口伸彦君、田中邦利君、今泉吉人君。

以上を指名したいと思えます。御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり各常任委員会の委員を選任することに決定いたしました。

各常任委員の方には、次の休憩中にそれぞれ委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

お諮りします。ここで、休憩としたいと思えますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩といたします。

議員の方は、委員会室へお集まりください。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時37分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員会における、正副委員長の選任の報告がありましたので、報告いたします。

総務建設委員会委員長に、原田直幸君副委員長に、村松純次君。文教厚生委員会委員長に、七原剛君、副委員長に、原田純子君が選任されましたので御報告いたします。

お諮りします。ここで、休憩としたいと思えますが、御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩とします。議員の方は、委員会室へお集まりください。

休憩 午前 10 時 38 分
再開 午前 10 時 45 分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 8「議会運営委員の選任」を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、原田直幸君、七原剛君、金田敏行君、山口伸彦君、田中邦利君、今泉吉人君を指名したいと思います。御異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり議会運営委員会の委員を選任することに決定しました。

議会運営委員の方には、次の休憩中に委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

お諮りします。ここで休憩としたいと思いますが、御異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 たびたび申し訳ありませんが、休憩とします。

時間指定は、暫時でよろしいですか。

(異議なし)

10 分あれば大丈夫ですか。55 分に再開したいと思います。

(発言する者あり)

議長 それでは、どのような会議になるか分からないという、今御意見がございました。そのことで、暫時としたいと思います。

休憩としたいと思いますが、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩といたします。

休憩 午前 10 時 47 分
再開 午前 10 時 59 分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会における、正副委員長の選任の報告がありましたので、報告いたします。議会運営委員会委員長に、金田敏行君、副委員長に、山口伸彦君が選任されました。御報告いたします。

議長 日程第 9 「東三河広域連合議会議員の選挙について」を議題とします。お諮りします。ここで、休憩としたいと思いますが、御異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩いたします。議員の方は、委員会室へお

集まりください。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 04 分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

「東三河広域連合議会議員の選挙」でございますが。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推薦にしたいと思いますが御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することとしたいと思いますが、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

東三河広域連合議員に原田直幸君、七原剛君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名いたしました、原田直幸君、七原剛君を当選人と定めることに御異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

ただいま、議長が指名いたしました、原田直幸君、七原剛君が東三河広域連合議会議員に当選いたしました。原田直幸君、七原剛君がここにいますので告を知いたします。

議長 続いて、日程第 10「北設広域事務組合議会議員の選挙について」を議題とします。

設楽町選出の北設広域事務組合議会議員が欠員となっています。北設広域事務組合規約第 5 条第 3 項の規定では、「組合議員に欠員が生じたときは、その欠員を生じた組合町村の議会は、補欠選挙を行わなければならない」となっています。残任期間は、令和 8 年 9 月 18 日までです。設楽町から選出する組合議員数は、2 名です。

お諮りします。ここで、休憩したいと思いますが、御異議はありますか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩いたします。議員の方は、委員会室へお集まりください。

休憩 午前 11 時 07 分

再開 午前 11 時 17 分

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

「北設広域事務組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思いますが、御異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することとしたいと思いますが、御異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

北設広域事務組合議会議員に私と七原剛議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました、私、加藤弘文と、七原剛議員を当選人と定めることに御異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 「異議なし」と認めます。

ただいま、議長が指名いたしました、私、加藤弘文と、七原剛議員が北設広域事務組合議会議員に当選いたしました。

2名がここにいますので告知をいたします。

お諮りします。ここで、休憩したいと思いますが、御異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩いたします。議員の方は、再び委員会室へお集まりください。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時32分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま、町長から「設楽町監査委員の選任について」の案件が提出されました。これを日程に追加し、日程第11として、議題にしたいと思いますが、御異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。「設楽町監査委員の選任について」を日程に追加し、日程第11として、議題にすることに決定しました。

〔「設楽町監査委員の選任について」配布〕

議長 お手元に「設楽町監査委員の選任について」が配布されていると思います。御確認ください。

議長 地方自治法第117条の規定によって、山口伸彦君の退場を求めます。

〔山口伸彦議員退場〕

議長 それでは、日程第11、同意第1号「設楽町監査委員の選任について」を、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 同意第1号「設楽町監査委員の選任について」。下記の山口伸彦議員を設楽町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

山口議員の生年月日、住所につきましては記載のとおりであります。上程理由としましては、任期満了に伴い、新たに監査委員を選任する必要が生じたためであります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。同意第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。同意第1号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

議長 起立全員です。同意第1号は、原案のとおり可決されました。山口伸彦君の入場を許します。

[山口伸彦議員入場]

議長 「設楽町監査委員の選任について」は、山口伸彦議員の選任に同意することに決定されたので告知いたします。

議長 お諮りします。先ほど、議会運営委員長から、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」の案件が提出されました。これを日程に追加し、日程12として、議題にしたいと思っております。御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」の案件を日程に追加し、日程第12として、議題にすることに決定いたしました。

日程第12「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題といたします。今、議案が配布されますので、お待ちください。

[継続調査申出書配布]

議長 それでは、文書、お手元確認ください。

議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がございました。

お諮りします。議会運営委員長からの申出書のとおり、閉会中に継続調査をすることに、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 これでは本日の日程はすべて終了しました。これで会議を閉じます。
令和5年第2回設楽町議会臨時会を閉会といたします。お疲れ様でした。

閉会 午前11時40分